

# 平成 29 年度静岡県食品衛生監視指導計画（案）に対する県民等からの意見及びその対応

所属	内容	回答又は対応
静岡県生活協同組合連合会	<p>「富士市の市域事業者に対する事務は富士市が所轄」とありますが、富士市は何か特殊な事由がありますか。</p>	<p>県と富士市の協議が整った結果、事務処理特例条例に基づき富士市に食品表示法（旧 J A S 法関係のみ）に係る事務を権限移譲しているため、「富士市の市域事業者に対する事務は富士市が所轄」となっております。</p>
	<p>ジビエに関しては県の HP に「よく加熱して食べましょう」の記載がありますが、指導計画案には特記されていません。自然環境、農林業、食の点からも、急増しているニホンジカ等のジビエが広がりつつあります。野生鳥獣を食べる側だけでなく、業者においても安全面からの配慮をお願いできたらと思いますが、「ジビエ」に関して重点的に位置付けた取り組みの必要はありませんか。</p>	<p>野生鳥獣（ジビエ）を処理する施設には、定期的に立ち入りをし、「野生動物肉の衛生及び品質確保に関するガイドライン」に基づいた衛生管理の徹底を指導してまいります。</p> <p>また、野生鳥獣は、家畜とは異なり、飼料や健康状態等の衛生管理がなされていないことを踏まえ、安全に喫食するためには十分な加熱を行うことは必須である旨、関係事業者及び消費者への周知を行ってまいります。</p> <p>なお、ご意見を踏まえ、監視指導計画を以下のとおり修正します。</p> <p>(前) 4 経済産業部等との連携確保に関する事項 ウ 野生鳥獣肉の食用について、「野生動物肉の衛生及び品質確保に関するガイドライン」に基づき安全確保を図っていく。</p> <p>(後) ウ 野生鳥獣肉の衛生管理の徹底について、「野生動物肉の衛生及び品質確保に関するガイドライン」に基づき周知を図っていく。</p>
	<p>「重点監視対象業種の監視指導を実施する際は、事業者の規模等を考慮した上で HACCP を用いた衛生管理の導入に向けた技術的支援を行うとともに、科学的データ等を活用し、より効果的な監視指導に努める。」とあるように、<u>HACCP の導入はぜひ進めていただきたい</u>と思います。また事業者の HACCP 導入の取り組みを消費者にも知らせていただきたいと思います。</p>	<p>HACCP の普及に当たっては、消費者への理解を深めることも重要であることから、消費者向けに開催するリスクコミュニケーションなどを通じて事業者の HACCP への取り組み状況について情報提供を行ってまいります。</p>
	<p>①特定原材料 7 品目の表示の徹底だけでなく、それに準ずる「いか、オレンジ、豚肉」等の表示の推奨をしていただけることを望みます。</p> <p>②アレルギー除去食を提供している給食施設のコンタミネーションの更なる徹底を望みます。</p>	<p>①アレルギーの表示は、重篤度・症例数の多い 7 品目（特定原材料）については、食品表示基準で表示を義務付けし、過去に一定の頻度で健康被害が見られた 20 品目については、通知により表示を推奨しています。通知による位置付けのため、基準に従った表示がされていない場合でも、食品表示法違反となることはありませんが、食品表示基準に準じて積極的に表示を行うよう関係事業者に助言してまいります。</p> <p>②給食施設におけるアレルギーのコンタミネーション防止については、施設監視時の原材料管理や調理工程、衛生管理記録等の確認により、引き続き指導してまいります。</p>

「協力が得られた食品販売店舗や市町窓口等に設置した大型のポスター掲示板を利用して、日頃から必ずしも食品の安全に関心を持っていない県民や・・・」とありますが、この表現はちょっと消費者の情報収集の現状への認識が不正確ではないかと思えます。「関心がない」方も確かにおられるとは思いますが、多くの消費者は「多少なりとも関心はあるが、情報を得る方法が限られており、情報を得にくい」と思っています。

食の安全に関する情報収集に努めることは消費者として求められることではありますが、情報に触れる機会が「衛生課（食品）のホームページ」のみでは不十分と思えます。県として消費者に対し、「情報を発信する・届ける」という視点に立った取り組み（例えば、登録した県民・消費者への新着情報発信など簡単なもの）を、できるところから実施していただければと思います。

「ちゃっぴーの食品安全インフォメーション」は、消費者の身近な食品販売店舗に県作成の掲示板を設置し、県民の関心の高い食品の安全に関する情報や時節に対応した注意情報等を発信することで、食に対する不安や風評被害の軽減を図る事業です。

今後も、食品の安全に関する県民の信頼度を向上させるため、さまざまな機会や報道媒体を通じて、積極的に食品安全情報の提供の努めてまいります。

なお、ご意見を踏まえ、監視指導計画を以下のとおり修正します。

(前)

(4) ちゃっぴーの食品安全インフォメーション事業

協力が得られた食品販売店舗や市町窓口等に設置した大型のポスター掲示板を利用して、日頃から必ずしも食品の安全に関心を持っていない県民やインターネットを利用できない県民に対し、食品の安全・安心に関する情報提供を行なう。(情報提供回数24回以上)

(後)

(4) ちゃっぴーの食品安全インフォメーション事業

消費者にとって身近な食品販売店舗等に掲示板を設置して、食品の安全に関する情報や時節に対応した注意情報等を発信することで、より多くの県民に対し、食の安全に関する正しい情報提供を行う。(情報提供回数24回以上)

(件名)

## ちやっぴーの食品安全インフォメーション事業

(衛生課食品乳肉衛生班)

### 1 趣 旨

食品の安全に関する県民の信頼度を向上させるためには、情報提供の充実強化を図る必要がある。

これまでに、マスコミ・広報誌、県の公式ホームページ、食品衛生講習会等の機会の中で情報を提供してきたが、さらに消費者の身近な食品販売店舗に県作成の掲示板を設置し、県民の関心の高い食品の安全に関する情報や時節に対応した注意情報等をいち早く発信すること、今まで必ずしも情報を受け取っていなかった層やインターネットを利用できない層の食に対する不安や風評被害が軽減され、信頼度向上につながる。

### 2 内 容

- (1) 大型食品販売店舗等の協力を得て、県が作成した大型（B2サイズ）の専用ポスター掲示板を設置する。
- (2) 情報提供は電子メール又はFAXにより月2回程度配信する。  
(緊急情報は、必要に応じ追加配信)
- (3) 情報を受けた店舗で印字し、掲示板に掲示してもらおう（A4サイズ2枚）。

### 3 掲示板設置店舗数と情報提供回数

- (1) 掲示板の設置店舗数および情報提供回数は下表のとおり

	25年度実績	26年度実績	27年度実績
設置店舗数	264	268	269
情報提供回数(回/年)	46回	24回	24回

- (2) 協力が得られた設置店舗については県公式ホームページ上にて「ちやっぴー食品安全インフォメーション協力店舗」として紹介している。

